

# 雇用保険特例一時金の 申請手続きガイド

 Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

## 雇用保険の特例一時金とは

特例一時金は、季節的な仕事などで短期間の雇用と離職を繰り返す「短期雇用特例被保険者」の方が、失業した場合に受け取れる雇用保険の給付金です。

### ■ 短期雇用特例被保険者となる主なケース

- スキー場のインストラクターや海の家スタッフなど、季節によって雇用される方
- 4ヶ月を超える期間を定めて雇用され、かつ週の所定労働時間が30時間以上の方

## 特例一時金を受け取るための条件

特例一時金を受け取るには、以下のすべての条件を満たす必要があります。

### 1 離職していること

雇用保険の被保険者資格を喪失している状態であること。

### 2 働く意思と能力があること

ハローワークに求職の申し込みを行い、積極的に仕事を探しており、いつでも就職できる状態であること。

### 3 一定の被保険者期間があること

離職日以前の1年間に、雇用保険に加入していた期間（賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月）が、通算して6ヶ月以上あること。

**⚠ 注意点** 家業に従事している、学業に専念している、自身で事業を始めた、就職が決まっているなど、すぐに働けない状態の方は対象となりません。

## 特例一時金の申請から受給までの流れ

特例一時金の申請と受給は、以下の手順で進みます。

1 求職の申し込み	居住地を管轄するハローワークにて求職申し込みを実施。持ち物は、雇用保険被保険者離職票、本人確認書類、印鑑、写真1枚、本人名義の預金通帳またはキャッシュカードなど。（詳細は管轄のハローワークへ要確認）
2 受給資格の決定	ハローワークによる提出書類・状況の確認と、受給資格の判断。 資格決定後、「特例受給資格者証」および「失業認定申告書」の交付。
3 失業の認定	指定された「失業の認定日」にハローワークへ出向き、「失業認定申告書」を提出。ハローワークによる失業状態の認定。
4 一時金の受給	失業の認定後、指定した口座への特例一時金の振込。

## 特例一時金の支給額と注意点

支給額	原則として、基本手当日額の <b>40日分</b> がまとめて支給されます。	待機期間	受給資格決定後、 <b>7日間</b> は待機期間となり、この間は支給されません。
受給期限	離職日の翌日から <b>6ヶ月以内</b> に失業の認定を受ける必要（受給期限）があります。この期間を過ぎると受給できません。	給付制限	自己都合で離職した場合や、ご自身の責任による解雇などの離職理由によっては、待機期間満了後、さらに一定期間（1~3か月）支給されない給付制限があります。